

南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表について

平成18年度における本市の人事行政の運営等の状況について、南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年南あわじ市条例第6号）の規定に基づき、次のように公表する。

平成19年9月28日

南あわじ市長 中 田 勝 久

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

区 分	採用者数	備 考
一 般 行 政 職	5人	事務職5人
医 師 職	1人	沼島診療所の医師1人
看 護 職	0人	
技 能 労 務 職	0人	
合 計	6人	

- (注) 1 採用者数は、競争試験（一般行政職及び技能労務職）及び選考（医師職）により採用した職員数。
2 平成17年度中に退職をした12名の退職者に対応したもの。

(2) 職員の職種別事由別退職状況（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	計
一 般 行 政 職	3人	7人	6人	16人
医 師 職	0人	0人	0人	0人
看 護 職	0人	0人	0人	0人
技 能 労 務 職	3人	0人	0人	3人
合 計	6人	7人	6人	19人

- (注) 1 勸奨退職とは、一定の年齢及び勤務年数を経過した者が、定年前に退職するもの。
2 普通退職とは、定年退職、勸奨退職以外の者で、自己都合により退職したもの。
3 普通退職には、派遣期間満了によるものも含む。

(3) 職員数の状況(各年度の4月1日現在)

部 門		職員数		対前年増加数	主な増減理由
		平成19年	平成18年		
福祉関係を 除く 一般行政	議 会	6人	6人	0	
	総 務	151人	158人	7人	国民体育大会終了に伴う国体推進室の廃止
	税 務	23人	24人	1人	事務の合理化等による減
	農林水産	48人	48人	0	
	商 工	12人	13人	1人	財団法人への派遣職員の退職不補充による減
	土 木	32人	38人	6人	災害復旧事業の終了、事務事業の見直しによる減
	小 計	272人	287人	15人	
福祉関係	民 生	140人	137人	3人	少子対策課の新設による増
	衛 生	47人	47人	0	
	小 計	187人	184人	3人	
一般行政部門		459人	471人	12人	
特別行政	教 育	95人	91人	4人	臨時職員の代替補充に正規職員を配置したため
	消 防	1人	1人	0	
特別行政部門		96人	92人	4人	
公営企業	病 院	6人	6人	0	
	水 道	16人	18人	2人	事務事業の見直し、事務の合理化等による減
	下 水道	30人	30人	0	
	そ の 他	41人	41人	0	
公営企業等会計部門		93人	95人	2人	
合 計		648人	658人	10人	

2 職員の給与の状況

(1) 人件費(決算額)の状況

区分	住民基本台帳人口 (各年度末の3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
18年度	平成19年3月31日 人	千円	千円	千円	%
	53,374	27,606,343	873,890	4,634,337	16.8
17年度	平成18年3月31日 人	千円	千円	千円	%
	53,960	28,865,568	1,060,093	4,762,260	16.5
比較	人	千円	千円	千円	%
	586	1,259,225	186,203	127,923	0.3

(注) 1 人件費は、平成18年度の普通会計決算額で、一般職及び特別職の職員に対する給与、報酬のほか、健康保険、退職手当等の負担金を含む。

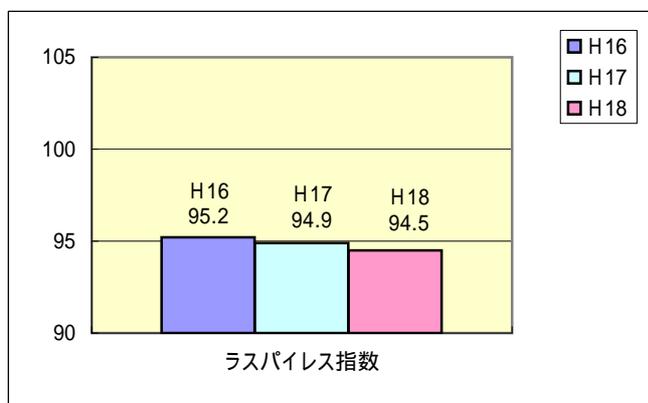
2 普通会計とは、一般会計に、サイクリングターミナル事業特別会計、産業廃棄物最終処分事業特別会計及びケーブルテレビ事業特別会計を加えたもの。

(2) 職員（一般行政職）給与費（予算額）の状況

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	期末・勤勉手当	その他の手当	計(B)	
19年度	人 546	千円 2,120,703	千円 876,452	千円 377,698	千円 3,374,853	千円 6,181
18年度	人 557	千円 2,145,357	千円 894,024	千円 385,351	千円 3,424,732	千円 6,149
比較	人 11	千円 24,654	千円 17,572	千円 7,653	千円 49,879	千円 32

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 給与費は平成18年度及び平成19年度の当初予算にそれぞれ計上された額。
 3 職員数の中には、特別職（市長、副市長及び収入役）は含まないが、教育長は含む。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年度の4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	一般行政職			医師職		
	平均給料	平均給与	平均年齢	平均給料	平均給与	平均年齢
南あわじ市	323,028円	368,608円	42歳3ヶ月	533,633円	1,284,701円	56歳9ヶ月
国	325,724円	383,541円	40歳7ヶ月	-	-	46歳2ヶ月

区分	看護職			技能労務職		
	平均給料	平均給与	平均年齢	平均給料	平均給与	平均年齢
南あわじ市	277,692円	300,553円	37歳9ヶ月	281,698円	320,970円	43歳11ヶ月
国	-	-	37歳3ヶ月	-	-	48歳8ヶ月

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもの。
 また、下段は国家公務員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢。

(5) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日)

区分		南あわじ市	国
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円
	高校卒	138,400円	138,400円
医師職	大学卒	235,200円	235,200円
看護職	大学卒	196,000円	196,000円
	短大3卒	186,700円	186,700円
技能労務職	高校卒	140,300円	135,600円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成19年4月1日)

区分		経験年数別平均給料月額					
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
南あわじ市	大学卒	271,600円	318,300円	383,800円	404,800円	429,200円	449,300円
(一般行政)	高校卒	239,800円	270,100円	324,500円	376,000円	405,500円	429,200円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
主な職務内容	部長・参与	次長・課長・参事	課長・主幹	課長補佐	係長・主査	主事	主事	
職員数	14人	50人	108人	126人	166人	70人	37人	571人
構成比	2.4%	8.7%	18.9%	22.1%	29.1%	12.3%	6.5%	100.0%

(注) 1 職員数は、南あわじ市の給与条例に基づく一般行政職の給料表の級別区分による職員数。

2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務。

(8) 昇給期間短縮の状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

区分	全職種
職員数(A)	平成18年4月1日現在職員数 656名
普通昇給期間を短縮して昇給した職員数(B)	該当なし
比率(B/A)	%

(9) 期末手当・勤勉手当(平成18年度)

区分		南あわじ市		国	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	6月期	1.40ヶ月	0.725ヶ月	1.40ヶ月	0.725ヶ月
	12月期	1.60ヶ月	0.725ヶ月	1.60ヶ月	0.725ヶ月
	合計	3.00ヶ月	1.45ヶ月	3.00ヶ月	1.45ヶ月
1人あたり平均支給額		1,569,325円			

(注) 1 上記の平均支給額は、普通会計の期末・勤勉手当決算額を、普通会計に属する職員数537人で除した額。

(10) 退職手当(平成19年4月1日)

区分		南あわじ市		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給割合	勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
	最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
1人あたり平均支給額		9,630,703円	23,590,969円		

(注) 1 上記の平均支給額は、平成18年度に退職した職員の額。

(11) 地域手当 (平成18年度)

支給実績 (平成18年度決算額)		65,077千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額		121,186円	
支給率	支給対象職員数	国の基準	県の基準
3 %	537人	0 %	5 %

- (注) 1 上記の平均支給年額は、普通会計の地域手当決算額を普通会計に属する職員数537人で除した額。
2 平成19年度は、地域手当として1.5%を支給している。

(12) 特殊勤務手当 (平成18年度)

支給実績 (平成18年度決算額)		30,245 千円	
うち医師手当		22,909 千円	
うち医師手当を除く手当		7,336 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額		(医師3人を除く) 49,564 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		22.52 %	
手当の種類 (手当数)		15 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事手当	業務従事職員	感染症防疫に従事する手当	日額 1,000円
じんあい作業従事手当	業務従事職員	じんあい作業に従事する手当	月額 8,000円
清掃センター作業従事手当	清掃センター勤務職員	清掃センターの作業に従事する手当	月額 8,000円
行旅死亡人等取扱作業手当	業務従事職員	行旅病人及び死亡人の看護、移送又は埋葬に従事する手当	行旅病人 1回 2,000円 行旅死亡人 1回 10,000円
保育士従事手当	保育士	保育士業務に従事する手当	月額 3,000円
保健師業務従事手当	保健師	保健師業務に従事する手当	月額 3,000円
栄養士業務従事手当	栄養士	栄養士業務に従事する手当	月額 3,000円
危険又は困難業務従事手当	業務従事職員	危険又は困難な業務に従事する手当	日額 1,000円
幼稚園教諭従事手当	幼稚園教諭	幼稚園教諭業務に従事する手当	月額 3,000円
国民宿舎業務従事手当	業務従事職員	国民宿舎業務に従事する手当	副支配人 月額 8,000円 料理長 月額 8,000円 調理師 月額 3,000円
養護老人ホーム指導業務及び介護業務従事手当	業務従事職員	養護老人ホームに勤務する指導業務及び介護業務に従事する手当	月額 4,000円
社会福祉業務従事手当	生活保護担当職員	生活保護者等を訪問して行う指導、相談及び調査業務に従事する手当	月額 3,000円
火葬場業務従事手当	火葬場勤務職員	火葬場の業務に従事する手当	月額 40,000円
し尿処理業務従事手当	衛生センター勤務職員	し尿処理業務に従事する手当	月額 8,000円
診療所業務従事手当	医師	診療所医師又は歯科医師に従事する医師手当及び研修手当	医師手当については月額45万円の範囲内、研修手当については月額31万円の範囲内

(13) 時間外勤務手当(平成18年度)

総支給額(平成18年度決算額)	77,190千円
職員1人あたりの平均支給年額(支給対象者481人)	160,478円

(注)1 上記の平均支給年額は、全会計の時間外勤務手当決算額を、管理職を除く職員数481人で除した額。

(14) その他の手当(平成18年度)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算額)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算額)
扶養手当	配偶者 13,500円 配偶者以外の扶養家族2人目まで各 6,000円 配偶者が扶養親族でない場合の1人目 6,500円 3人目以降は 各 5,000円 ただし、満16歳から満22歳までの扶養親族1人につき5,000円加算(配偶者のいない職員の場合には、扶養親族のうち1人目は11,000円)	同		46,253千円	211,201円 (対象者219人)
住居手当	持家住居者 3,500円 借家居住者 12,000円を超える家賃に応じ、最高27,000円	異同	持家住居者 新築5年間 2,500円	18,657千円	78,722円 (対象者237名)
通勤手当	公共交通機関利用者 実費 ただし、月額換算55,000円が支給限度 自動車等使用者 1,000円から26,700円	同異	自動車等使用 2,000円から24,500円	37,627千円	72,499円 (対象者519名)
管理職手当	医師 18% 部長 16% 次長 14% 課長 13% 参事 11% 主幹 9% 保育所長、幼稚園長 9%	異	職責に応じて俸給の8%~25%支給	85,433千円	530,640円 (対象者161名)
単身赴任手当	勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを状況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	同		552千円	276,000円 (対象者2名)

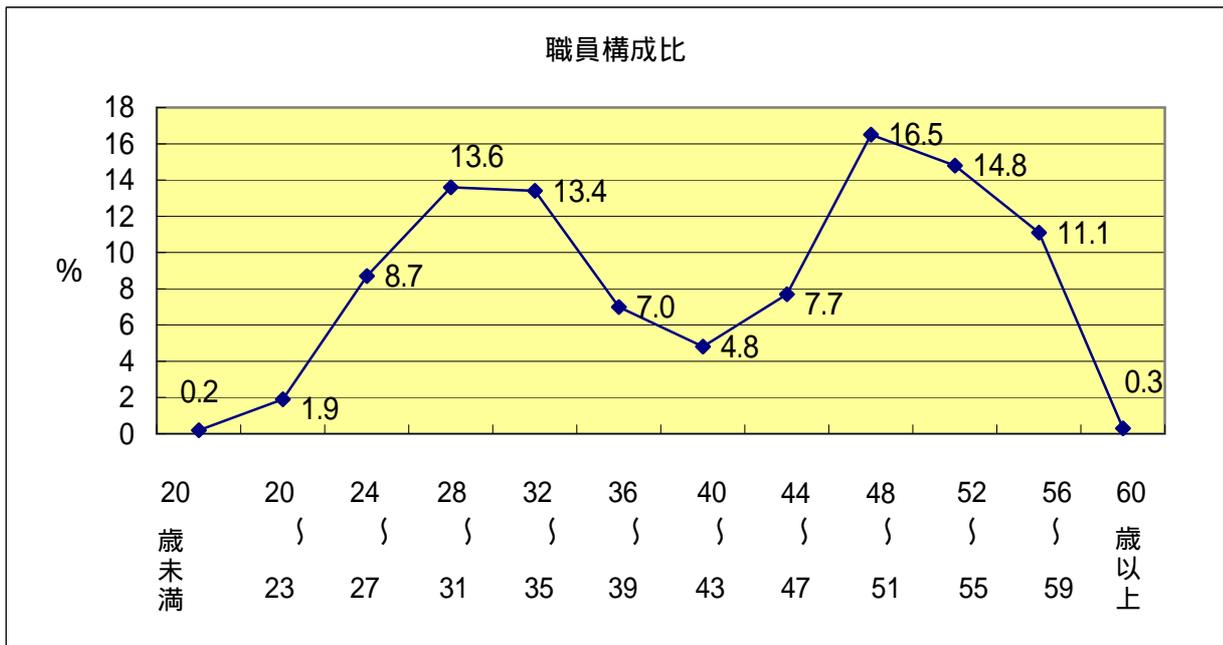
(注)1 上記の平均支給年額は、普通会計のそれぞれの手当決算額を、それぞれの対象職員数で除した額。

(15) 特別職の報酬等の状況（平成18年度）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市長	960,000円（892,800円）	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,089,000円 / 636,300円
	助役	750,000円（712,500円）	
	収入役	680,000円（646,000円）	
報酬	議長	500,000円	551,000円 / 269,000円
	副議長	420,000円	507,000円 / 228,000円
	議員	385,000円	475,000円 / 213,000円
期末手当	市長 助役 収入役	(18年度支給割合) 4.35月分	
	議長 副議長 議員	(18年度支給割合) 4.35月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(支給時期)
	助役	給料月額×26月×0.4888 + 給料月額×22月×0.4136	任期終了後
	収入役	給料月額×25月×0.3008 + 給料月額×23月×0.2538 給料月額×25月×0.2632 + 給料月額×23月×0.2256	任期終了後 任期終了後

(注) 1 給料については減額されており、減額後の支給額は()内の金額である。

(16) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	人 1	人 12	人 57	人 88	人 87	人 45	人 31	人 50	人 107	人 96	人 72	人 2	人 648
構成比	% 0.2	% 1.9	% 8.8	% 13.6	% 13.4	% 6.9	% 4.8	% 7.7	% 16.5	% 14.8	% 11.1	% 0.3	% 100.0

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成19年4月1日現在）

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
1日8時間 1週40時間	8:30	17:15	12:15～13:00

(2) 主な休暇の種類（平成19年4月1日現在）

区 分	付 与 日 数 等 内 容
年次休暇	1年につき20日間（ただし、20日を越えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができる） 最大（繰越日を含め）1年につき40日間
病気休暇	公務上（通勤含む）の負傷若しくは疾病の場合 必要と認められる期間 結核性疾患又は精神障害の場合 2年の範囲内で必要と認められる期間 その他の負傷若しくは疾病の場合 120日の範囲内で必要と認められる期間
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる休暇 主な特別休暇は次のとおり
選挙権等行使	必要と認められる期間
証人等出頭	必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア休暇	1年につき5日の範囲内
結婚休暇	5日の範囲内
産前産後休暇	産前 出産予定日前8週間目に当たる日（多胎妊娠は14週間）から出産日 産後 出産の日の翌日から8週間を経過する日まで
育児休暇	1日につき2回、各60分以内の時間
妻の出産休暇	2日の範囲内
養育休暇	妻の産前産後休暇期間内の5日の範囲内
生理休暇	請求期間
妊産婦の保健指導	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から 出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回
子の看護休暇	1年につき5日の範囲内
忌引休暇	親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等のため勤務しないことが相当と認められるとき （親族の区分により1日から10日までの期間）
法要休暇	1日（父母の死亡後15年以内）
夏季休暇	7月から9月までの期間において5日の範囲内
リフレッシュ休暇	勤続年数20年及び30年に達した年度につき連続した3日の範囲内
住居滅失等	地震、水害などの災害で被災し、現住居が滅失又は損壊した場合 必要と認められる範囲
交通遮断	災害や交通事故等により出勤することが著しく困難な場合 必要と認められる期間
危険回避	災害時において、通勤途上における身体の危険を回避する場合 必要と認められる期間
介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、必要と認められる期間

(3) 育児休業等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容
育児休業	子が3歳に達する日までの間
部分育児休業	子が3歳に達する日までの間、1日を通じて2時間の範囲内

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

分限処分とは、勤務実績がよくない場合などに、公務能率の維持及び適正な運営の確保を目的として行う不利益処分(降任、免職及び休職)のことをいう。

区 分	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	1人	1人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
廃職又は過員となった場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人

(2) 職員の懲戒処分の状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を図ることを目的として行う職員の不利益処分(免職、停職、減給及び戒告)のことをいう。

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
一般サービス関係	0人	0人	0人	0人	0人
公金官物取扱関係	0人	0人	0人	0人	0人
公務外非行関係	0人	0人	0人	0人	0人
道路交通法違反関係	0人	0人	1人	0人	1人
監督責任関係	0人	0人	0人	0人	0人

5 職員のサービスの状況

(1) 年次休暇の取得状況(平成18年1月1日～平成18年12月31日)

対象人数 (A)	総付与日数 (B)	総取得日数 (C)	取得率 (C/B×100)	1人あたり 平均取得日数 (C/A)
652人	25,986日	4,651日	17.90	7.13

(注)1 対象人数は、育児休業者や休職者を除くもの。

(2) 育児休業、部分育児休業及び介護休業の取得状況(平成18年度)

育児休業(女性)			育児休業(男性)			部分休業	介護休業
取得可能者	取得者	取得率	取得可能者	取得者	取得率	取得者数	取得者数
11人	11人	100.0%	12人	0人	0.0%	0人	0人

6 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況（平成18年度）

区 分		受講者数	
市 主 催	階 層 別 研 修	主幹級職員研修	79人
		課長補佐級職員研修	82人
		新任職員研修	5人
	派 遣 研 修	兵庫県企画管理部企画調整局市町振興課	1人
		兵庫県企画管理部災害対策局災害対策課	1人
		兵庫県淡路県民局地域振興部洲本土地改良事務所	2人
	そ の 他 研 修	人権研修	456人
		メンタルヘルス研修	363人
	淡路県民局主催	管理職研修	10人
	淡路広域行政主催	市町新任職員研修	5人
監督職研修		8人	
兵庫県自治研修所主催	市町吏員第1部研修	13人	
	市町吏員第2部研修	8人	
	監督職研修	9人	
	管理職研修	11人	
	接遇指導者養成研修	1人	
	行政法、民法、政策法務等研修	2人	
兵庫県自治協会主催	IT（パソコン）研修	37人	
	情報管理関係研修	3人	
	人事、労務、財政、法制、税務等担当者研修	11人	
国際、市町村アカデミー主催	行革関係研修等	4人	
(財)淡路21世紀協会主催	淡路かがやき未来塾	3人	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金（平成18年度）

区 分	
金 額	574,735千円
1人当たり負担額	1,010,079円

(注) 1 上記の負担額は、普通会計の決算額を、普通会計に属する職員数569人で除した額。

(2) 職員互助会負担金

区 分	
金 額	10,989千円
1人当たり負担額	19,312円

(注) 1 上記の負担額は、普通会計の決算額を、普通会計に属する職員数569人で除した額。

(3) 退職手当組合負担金

区 分	
金 額	410,903千円
1人当たり負担額	722,149円

(注) 1 上記の負担額は、普通会計の決算額を、普通会計に属する職員数569人で除した額。

(4) 職員健康診断等の実施状況

区 分	受 診 者 数
定 期 健 康 診 断	4 2 2 人
人 間 ド ッ ク	2 3 5 人
子 宮 ガ ン 検 診	5 8 人
脳 ド ッ ク	2 3 人

(5) 公務災害等の発生状況

申 請		認 定	不 認 定	継 続 審 議
公 務 災 害	3 件	3 件	0 件	0 件
通 勤 災 害	1 件	1 件	0 件	0 件